

## 親から虐待を受けている交際相手を助けたいという人の相談・支援

### ■人権キーワード

- ・ 女性（DV）、子ども

### ■相談者

#### ①相談者 A（以下、A と表記）

- ・ 19 歳、男性。高等学校卒業後、飲食店でアルバイトをしており、相談者 B と交際している。

#### ②相談者 B（以下、B と表記）

- ・ 20 歳、女性。A と交際している。
- ・ 父親からネグレクトや身体的な暴力を受けている。
- ・ 障がいのある妹の世話や家事全般を一人でこなしてきたため、中学校にはほとんど通っていない。最終学歴は中学校卒業で、現在は無職。

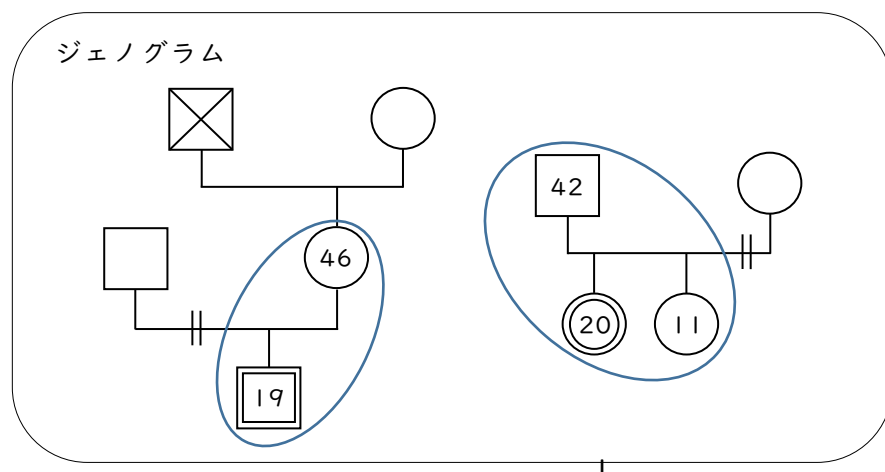
### ■家族状況

#### ①A の家族状況

- ・ 両親は離婚しており、A は母親と同居している。父親は他県に在住しており、普段連絡を取り合うことはない。
- ・ A の母親（以下、A 母と表記）：46 歳、介護職。近隣に住む母親（A の祖母）の介護も担っている。

#### ②B の家族状況

- ・ 両親は離婚しており、B は父親および妹と同居している。母親とは音信不通。
- ・ B の父親（以下、B 父と表記）：42 歳。アルコール依存の傾向が認められ、精神的な疾患も疑われている。現在は無職で生活保護を受給中。
- ・ B の妹：11 歳、小学校 5 年生。知的障がいがあり、特別支援学校に通っている。



### ■相談の主訴

- ・ 父親から虐待を受けている交際相手を助けたい。

### ■相談に至った経緯

- ・ A が交際相手である B を A の自宅に避難させたところ、B 父から脅迫を受けるようになったため、A 母が知り合いを通じて行政の人権担当課に相談した。

### ■相談内容・相談者の状況等

- ・ A は、交際相手である B が B 父から虐待を受けていることを見かねて、B を A の自宅に避難させた。
- ・ B の家は 3 人世帯で生活保護を受給しており、B 父は B が家を出れば保護費が減額されるのではないかと警戒している。そのため、避難後に A の携帯電話に B 父より脅迫的なメールが届いたり、B の行方を尋ねる電話がかかってきたりするようになった。
- ・ A はその都度「B の行方は知らない」と答えていたが、身の危険を感じたことで心身が消耗して外出できなくなり、アルバイトを休んだり、A 母にも仕事を休むように求めたりしている。
- ・ B は A や A 母に迷惑をかけることを気にしており、一時保護を受けて、その後、将来 A と二人で生活するための資金を貯めたいという希望を持っている。
- ・ A は自身も脅迫の対象になっているため、B が一時保護を受けるだけでは解決にならないと考えている。また、A 母が近隣に住む自身の母親（A の祖母）の介護を担っているため、すぐに避難や転居はできない。

### ■対応

- ・ B より一時保護を受ける意思を確認し、行政の DV 支援担当課に保護を要請・実施。
- ・ 一時保護施設入所中に世帯分離の手続きを行なうよう、B に助言した。
- ・ 警察と連携し、警察署の担当課より B 父に対し、脅迫的なメールや電話をやめるよう警告。
- ・ B の一時保護施設退所後、当面は他の自治体で新生活を送れるように、生活保護の受給手続きや居住先の確保等を支援。
- ・ B が B 父に住所等を知られないよう、住民基本台帳事務における DV 等支援措置の申請を提案し、手続きを支援した。
- ・ A と B の同居に向けて、市営住宅への入居申請を支援した。入居にあたっては婚姻が条件とされたが、B 父に結婚相手の氏名が知られる可能性があるため、市営住宅の担当者に虐待案件の事情を伝え、婚姻届けを出さない事実婚のまま入居できるよう働きかけた。
- ・ A と B の新生活の不安を解消するため、就労や今後の生活に関する助言等を行なっ

た。

#### ■評価および今後の課題

- ・ 一時保護の実施により B の身体的な安全を確保することができた。
- ・ 警察からの警告により、B 父から A へのメールや電話が無くなり、A は心身の状態を回復することができた。ただし、その後も A の知人が B 父から B の行方を尋ねられるなど、未だ捜索を諦めていないようであるため、なお警戒を要する状態である。
- ・ 世帯分離と DV 等支援措置の申請により、B 父に居住先が知られないようにすることができるようになった。
- ・ 市営住宅への入居等の支援や就労に向けた助言等を行なったことで、A と B が他の自治体においてもスムーズに新生活に移行することができた。
- ・ A と B は、これまで行政での諸手続き等を自身で行なったことがなく、自分で行政機関などに問い合わせをしても、職員の説明内容がよく理解できないこともあったため、相談担当者が他機関との連携・調整や、諸手続きに関する確認等を行ないながら、丁寧な支援を心掛けた。

#### ■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス

- ・ 市町村の人権担当課
- ・ 市町村の DV 支援担当課
- ・ 市町村の生活保護担当課
- ・ 市町村の住民基本台帳事務担当課
- ・ 市町村の公営住宅担当部署
- ・ 大阪府警の刑事および生活安全の担当課
- ・ 大阪府女性相談センター
- ・ 府内の子ども家庭センター、配偶者暴力相談支援センター
- ・ 府内の地域若者サポートステーション
- ・ 地域就労支援センター
- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）
- ・ 隣保館、人権文化センター
- ・ 市町村人権協会